

公益社団法人草津市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人草津市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第7項に基づき、草津市においてスポーツの振興に関し功績のあった個人および団体を表彰することを目的とする。

(対象)

第2条 この表彰の対象となる個人および団体（以下「被表彰者」という。）は、草津市内に所在する団体およびその構成員、または草津市内に在住する個人で、次の区分により表彰する。

- | | |
|-------------|--|
| (1) スポーツ功労賞 | 本市スポーツの振興に寄与した個人 |
| (2) スポーツ奨励賞 | 協会の加盟団体で、中堅的な立場で活躍し、今後もスポーツの振興に一層の活躍が期待される個人 |
| (3) スポーツ賞 | スポーツにおいて、優秀な成績をあげた個人および団体 |
| (4) スポーツ特別賞 | スポーツにおいて、特に優秀な成績をあげた個人および団体 |

(選考基準)

第3条 スポーツ功労賞は、スポーツの振興に寄与した個人で、地域又は、職域において、通算して10年以上スポーツの普及奨励のための指導に努力し、その業績の顕著な55歳以上の者とする。ただし、単に地域又は、職域関係団体の名目的役職の地位にある者や公務員等で本務としてスポーツの指導にあたっている者などは、原則として含めないものとする。また、原則として、スポーツ奨励賞（旧体育奨励賞）を受賞した者とする。

2 スポーツ奨励賞は、中堅的な立場で活躍し、今後もスポーツの振興に一層の活躍が期待される者で、協会加盟団体において5年以上役員または指導者として中心的に活躍する40歳以上の者で、今後もその活躍が見込まれる者とする。

3 スポーツ賞は、スポーツにおいて優秀な成績をあげた個人および団体で、県大会で優勝した個人および団体、近畿大会で上位入賞（3位まで）した個人および団体、または国民体育大会もしくは各種全国大会に入賞（8位まで）した個人および団体とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学生においては、第6学年において優勝した個人とし、団体においては第6学年の者がいない場合は対象外とする。
- (2) 高校生および大学生には、スポーツ賞を授与しないものとする。ただし、特に成績優秀と認められる個人および団体はスポーツ特別賞に推薦するものとする。

る。

(3) 団体に関しては、大会エントリー選手のみとする。

(4) 体力づくり、楽しみ、交流、親善、親睦を目的とする大会（ねんりんピック・スポレク・マスターズ等）は対象外とする。

4 スポーツ特別賞は、近畿大会・全国大会・世界大会等で特に成績優秀と認められた個人および団体に授与する。

(推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、協会被表彰者推薦書（別記様式）により加盟団体の長および協会事務局から推薦するものとする。

(選考委員)

第5条 選考委員は、総務・広報委員、協会役員および事務局職員の中から会長が委嘱する。

(選考委員会)

第6条 前条で委嘱された選考委員で選考委員会を組織し、被表彰者の選考を行い会長に推薦するものとする。

(決定)

第7条 被表彰者の決定は、選考委員会で推薦を受けたものの中から会長がこれを決定する。

(表彰内容)

第8条 表彰は、表彰状を贈るほか記念品（額縁）を添贈するものとする。ただし、小・中学生にはメダルを授与する。また、被表彰者が故人の場合はその遺族に交付する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年9月28日から施行する。